情報提供

那医発第 326 号
令和８年８月６日

施設長　各位

那覇市医師会
会　　長　玉井　修
副 会 長　宮城 政剛

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会　事務局：宮城・前泊　／電話 ０９８－８６８－７５７９）

記

沖医発第　７０１号
令和　８年　７月２９日

地区医師会長　殿

沖縄県医師会
会長　田名　毅

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正についての通知となっております。

令和８年７月 14 日付け令和８年厚生労働省告示第 265 号及び令和８年厚生労働省告示第 266 号をもって薬価基準等の一部が改正され、同年７月 15 日から適用されております。

これを受け、令和８年７月 14 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されておりますが、その概要は文書管理システムに掲載されているとおりとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

● 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和８年７月 22 日（日医発第 772 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第772 号（保険）
令 和 8 年 7 月 22 日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
松　本　吉　郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和８年７月 14 日付け令和８年厚生労働省告示第 265 号及び令和８年厚生労働省告示第 266 号をもって薬価基準等の一部が改正され、同年７月 15 日から適用されました。

これを受け、令和８年７月 14 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

１．新医薬品の薬価収載について

（１）令和８年７月８日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬３品目及び注射薬２品目）が、薬価基準の別表に第９部追補（5）として収載された。

- 関連通知等：添付資料１中の厚生労働省告示第 265 号
- 品目の概要：添付資料２

（２）（１）のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ハイツエキシン錠 10mg
- エドスチラドリン膀胱内注入液

［ ➢　関連通知等：添付資料２中の記３ ］

※その他の改正については添付資料２をご参照ください。

（添付資料）

１．官報（令和８年７月 14 日 号外第 157 号抜粋）
　・令和８年厚生労働省告示第 265 号、266 号

２．使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
　（令和８年７月 14 日付け 保医発 0714 第１号　厚生労働省保険局医療課長）

３．新医薬品一覧表
　（令和８年７月８日 中医協総会資料（総－２））

○厚生労働省告示第二百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月十五日から適用する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第８部　（略） 第９部　追　補　(5) 内　用　薬	**別表** 注１～３　（略） 第１部～第８部　（略） （新設）

品名	規格単位	薬価
		円
（さ）		
ジャスケイド錠９㎎	９㎎１錠	4,190.10
ジャスケイド錠18㎎	18㎎１錠	8,363.00
（は）		
ハイツエキシン錠10㎎	10㎎１錠	7,313.40

外用薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
アロステムシート	５cm×５cm１枚	182,096.00
エドスチラドリン膀胱内注入液	20mL１瓶	2,327,036.90

○厚生労働省告示第二百六十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月十五日から適用する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ 第１部～第３部　（略） 第４部　追　補　(1) 注　射　薬 品　名　／　規格単位 （あ） アルギニン点滴静注30ｇ「ＡＹ」　10％300mL１袋 （さ） 局　生理食塩液「ＡＹ」　500mL１袋 （な） ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「ＡＹ」　10mg１瓶 ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg「ＡＹ」　50mg１瓶 ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「ＡＹ」　100mg１瓶 ナファモスタットメシル酸塩注射用150mg「ＡＹ」　150mg１瓶 （は） 局　ブドウ糖注射液「ＡＹ」５％　５％500mL１袋 ヘパリンカルシウム注１万単位／10mL「ＡＹ」　10,000単位10mL１瓶 ヘパリンカルシウム注５万単位／50mL「ＡＹ」　50,000単位50mL１瓶	別表第１ 第１部～第３部　（略） （新設）
別表第２ 第１部～第３部　（略） 第４部　追　補　(1) （略）	別表第２ 第１部～第３部　（略） 第３部　追　補　(1) （略）

添付資料2

保医発 0714 第 1 号
令和 8 年 7 月 14 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が令和８年厚生労働省告示第265号及び令和８年厚生労働省告示第266号をもって改正され、令和８年７月15日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1　薬価基準の一部改正について

（1）　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬３品目及び外用薬２品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	７０５４	３４７３	１８５９	２８	１２４１４

２　掲示事項等告示の一部改正について

（１）　製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(注射薬９品目)について、掲示事項等告示の別表第１に収載することにより、令和９年４月１日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

（２）　（１)により掲示事項等告示の別表第１に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区　分	内　用　薬	注　射　薬	外　用　薬	歯科用薬剤	計
品目数	２２７	１２６	６０	０	４１３

３　薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

（１）　ハイツエキシン錠 10mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*PIK3CA* 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、*PIK3CA* 遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

（２）　エドスチラドリン膀胱内注入液

本製品を膀胱内注入により投与した場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「G003－２」薬液膀胱内注入を算定できるものであること。

４　関係通知の一部改正について、以下のとおり改正する。

（１）　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第６号）の一部を次のように改正する。

①　別添１第１章第２部第１節 A220－３（２）中「及びデランジストロゲン モキセパルボベク」を「、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベク」に改める。

②　別添１第２章第１部第１節 B001 の２（２）エ中「及びデランジストロゲン モキセパルボベク」を「、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲ

ン　フィラデノベク」に改める。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第６号）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１	別添１
第１章　基本診療料	第１章　基本診療料
第２部　入院料等	第２部　入院料等
第１節　入院基本料	第１節　入院基本料
Ａ２２０－３　特定薬剤治療環境特別加算	Ａ２２０－３　特定薬剤治療環境特別加算
（１）（略）	（１）（略）
（２）　カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン　アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン　ネパルボベク、ベレマゲン　ゲペルパベク、デランジストロゲン　モキセパルボベク及びナドファラゲン　フィラデノベクをいう。	（２）　カルタヘナ法に基づく管理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン　アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン　ネパルボベク、ベレマゲン　ゲペルパベク及びデランジストロゲン　モキセパルボベクをいう。
（３）・（４）（略）	（３）・（４）（略）
第２章　特掲診療料	第２章　特掲診療料
第１部　医学管理等	第１部　医学管理等
第１節 医学管理料等	第１節 医学管理料等
Ｂ００１ 特定疾患治療管理料	Ｂ００１ 特定疾患治療管理料
２　特定薬剤治療管理料	２　特定薬剤治療管理料
（２）　特定薬剤治療管理料２	（２）　特定薬剤治療管理料２
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）
エ　アの（ロ）に規定するカルタヘナ法に基づく管	エ　アの（ロ）に規定するカルタヘナ法に基づく管

理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク、デランジストロゲン モキセパルボベク及びナドファラゲン フィラデノベクをいう。 オ・カ（略）	理が必要と定められている薬剤とは、オナセムノゲン アベパルボベク、テセルパツレブ、ボレチゲン ネパルボベク、ベレマゲン ゲペルパベク及びデランジストロゲン モキセパルボベクをいう。 オ・カ（略）

中 医 協	総 － 2
8 . 7 . 8	

新医薬品一覧表（令和8年7月15日収載予定）

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	ジャスケイド錠9mg ジャスケイド錠18mg	9mg1錠 18mg1錠	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	ネランドミラスト	新有効成分含有医薬品	4,190.10円 8,363.00円	類似薬効比較方式（Ⅰ）	有用性加算（Ⅰ）A=35% 市場性加算（Ⅰ）A=5% 革新的新薬薬価維持制度 費用対効果評価（H1）	内399	他に分類されない代謝性医薬品（特発性肺線維症、進行性肺線維症）	2
2	ハイツエキシン錠10mg	10mg1錠	海和製薬株式会社	リソバリシブメシル酸塩水和物	新有効成分含有医薬品	7,313.40円	原価計算方式	有用性加算（Ⅱ）A=5% 市場性加算（Ⅰ）A=10% 迅速導入加算A=10% 加算係数　0 革新的新薬薬価維持制度	内429	その他の腫瘍用薬（がん化学療法後に増悪した*PIK3CA*遺伝子変異を有する卵巣明細胞癌）	4

	品目数	成分数
内用薬	3	2
注射薬	0	0
外用薬	0	0
計	3	2